平成２４年（フ）第１５５号
鳥取県米子市別所1200番地７
債務者　鷲見　直規
1　決定年月日時　平成24年12月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１２５号
広島県尾道市向島町9317番地１
債務者　中谷　立子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
広島県尾道市向東町8916番地２
債務者　魚川　昭子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
広島県三原市沼田東町納所2265―１　ジュネスメゾンＢ202号室、住民票上の住所広島県三原市円一町３丁目３番２―202号
債務者　松田塗装こと　松田　義朗
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
広島県三原市久井町江木103番地25　市営江木住宅103号室
債務者　助永富二江
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第３８８号
愛媛県松山市富久町307番地３　パークサイド富久101号
債務者　谷　　祐佳
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０１号
愛媛県松山市南久米町95番地１　七島ビル206号
債務者　谷口　智美
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０２号
愛媛県松山市平井町甲1583番地５
債務者　二宮　紀子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１５号
愛媛県松山市古三津１丁目20番４号　コーポレ古三津305号、住民票上の住所愛媛県松山市高山町２番28号
債務者　菅　　春美
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４２３号
愛媛県伊予市下吾川410番地５棟18号
債務者　田村　直人
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５号
高知県須崎市大間本町11番15号島﨑荘３号
債務者　寺村　睦子
1　決定年月日時　平成24年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２４年（フ）第２１８号
佐賀県佐賀市天祐２丁目７番53号
債務者　森　　和也
1　決定年月日時　平成24年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９７号
佐賀市呉服元町７番33―305号
債務者　古賀　睦美
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２９８号
佐賀市呉服元町７番33―305号
債務者　古賀　香代
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３０１号
佐賀県小城市芦刈町芦溝286番地１
債務者　江副　　靖
1　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１６号
佐賀県佐賀市蓮池町大字蓮池346番地１
債務者　山﨑　直之
1　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８４号
宮崎市大字恒久954番地１　マガタコーポ草葉１―203号
債務者　高橋　由夫
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月19日まで
宮崎地方裁判所破産係